

ガス料金メニュー定義書
【一般ガス】

株式会社ヒナタオエナジー

2022年9月1日

目次

| | |
|--------------|-----|
| 1. 対象となるお客さま | -1- |
| 2. 用語の定義 | -1- |
| 3. 適用条件 | -1- |
| 4. 料金 | -1- |
| 5. 単位料金の調整 | -1- |
| 6. その他 | -2- |
| 付則 | -3- |
| 別表 | -4- |

1. 対象となるお客さま

このガス料金メニュー定義書は、東京ガスネットワーク株式会社の定める託送供給約款別表第12の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、このガス料金メニュー定義書は、当社のガス基本約款（以下「ガス基本約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

このガス料金メニュー定義書およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

このガス料金メニュー定義書は、お客さまがこのガス料金メニュー定義書の適用を希望される場合に適用いたします。

4. 料金

当社は、別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金 + 0.081 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金 - 0.081 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

57,250 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定した

トンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が156,200円以上となった場合は、156,200円といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9479 + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0546$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

このガス料金メニュー定義書は2022年9月1日から実施いたします。

ただし、2022年10月から2023年2月分の料金の算定にあたっては、下記2のとおりといたします。

2. 「5. 単位料金の調整」(2)②156,200円(以下「調整上限」といいます。)について

(1) このガス料金メニュー定義書の実施に伴う移行措置として、調整上限を以下のとおり読み替えます。

| | |
|------------|----------|
| 2022年10月適用 | 102,360円 |
| 2022年11月適用 | 113,120円 |
| 2022年12月適用 | 123,880円 |
| 2023年1月適用 | 134,640円 |
| 2023年2月適用 | 145,400円 |

(2) 調整上限は、2022年3月から5月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることを見込まれる場合等には、民法第548条の4に定める定型約款変更およびガス基本約款の2の規定により、見直すことがあります。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

| | |
|-------------------|------------------------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 759.00円（消費税等相当額を含みます。） |
|-------------------|------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|------------------------|
| 1立方メートルにつき | 145.31円（消費税等相当額を含みます。） |
|------------|------------------------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 1,056.00円（消費税等相当額を含みます。） |
|-------------------|--------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|------------------------|
| 1立方メートルにつき | 130.46円（消費税等相当額を含みます。） |
|------------|------------------------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 1,232.00円（消費税等相当額を含みます。） |
|-------------------|--------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|------------|------------------------|
| 1立方メートルにつき | 128.26円（消費税等相当額を含みます。） |
|------------|------------------------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④ 料金表D

a. 基本料金

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 1,892.00 円（消費税等相当額を含みます。） |
|---------------------|---------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|-------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 124.96 円（消費税等相当額を含みます。） |
|-------------|-------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

a. 基本料金

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 6,292.00 円（消費税等相当額を含みます。） |
|---------------------|---------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|-------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 116.16 円（消費税等相当額を含みます。） |
|-------------|-------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

a. 基本料金

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 1 か月およびガスメーター1 個につき | 12,452.00 円（消費税等相当額を含みます。） |
|---------------------|----------------------------|

b. 基準単位料金

| | |
|-------------|-------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 108.46 円（消費税等相当額を含みます。） |
|-------------|-------------------------|

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。